



平成 20 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 日本製箔株式会社
代表者名 取締役社長 重 村 郁 雄
(コード番号 5739 東証・大証第2部)
問合せ先 取締役管理部長 中村幸一
(TEL 03 - 5212 - 1751)

定款一部変更に関するお知らせ

第 116 回定時株主総会（平成 20 年 6 月 19 日開催）において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議いたします。

1. 変更の理由

本店機能の強化と業務の一層の効率化を図るため、現行定款第 3 条（本店の所在地）を大阪市から東京都千代田区に変更するものであります。

当社の公告方法について、周知性の向上および手続の合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第 5 条（公告方法）の変更を行います。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

当社の株主総会招集地を明確にするため変更案第 12 条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、東京都において発行する<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p> <p><u>第12条</u>~<u>第40条</u> (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第3章 株主総会 (招集の場所) 第12条 当社の株主総会は東京都千代田区、大阪市淀川区または滋賀県草津市で開催する。</p> <p><u>第13条</u>~<u>第41条</u> (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p>

以上